参考資料3

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 原子力研究開発・基盤・人材作業部会(第17回) P5 12 7

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 原子力研究開発・基盤・人材作業部会運営規則

令和 5 年 6 月 2 日 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力科学技術委員会 原子力研究開発・基盤・人材作業部会決定

(趣旨)

第1条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力研究開発・基盤・人材作業部会(以下「作業部会」という。)の議事の手続その他の委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令(平成12年6月7日政令第279号)、科学技術・学術審議会運営規則(令和5年3月23日科学技術・学術審議会一部改正)、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則(平成23年2月15日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会改正、平成31年4月17日一部改正)及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則(令和5年5月11日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則(令和5年5月11日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会運営規則(令和5年5月11日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会一部改正)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(タスクフォース)

- 第2条 作業部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、 タスクフォースを置くことができる。
- 2 タスクフォースに属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。) は、作業部会の主査が指名する。
- 3 タスクフォースにタスクフォースの主査を置き、当該タスクフォースに属する委員等のうちから作業部会の主査の指名する者が、これに当たる。

- 4 タスクフォースの主査は、当該タスクフォースの事務を掌理する。
- 5 タスクフォースの会議は、タスクフォースの主査が招集する。
- 6 タスクフォースの主査は、タスクフォースの会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 タスクフォースの主査に事故があるときは、当該タスクフォースに属する委員等 のうちからタスクフォースの主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 タスクフォースの主査は、タスクフォースにおける調査の経過及び結果を作業部 会に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの議事の手続その他タスクフォースの運営に関し必要な事項は、主査がタスクフォースに諮って定める。